



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年8月27日火曜日 第538号

◇ 目 次 ◇

えひめ伝統工芸士等認定規程の一部改正..... (産業創出課) ... 571
 同意の成立（特定養殖共済）..... (漁政課) ... 571
 建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 572
 道路の区域変更（県道粟井浅海線）..... (") ... 572
 土地改良区の定款変更の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 572
 道路の区域変更（県道後柿之浦線）..... (南予地方局管理課) ... 572
 道路の供用開始（県道後柿之浦線外）..... (") ... 573
 道路の区域変更（県道網代鳥越線）..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 573
 道路の供用開始（ " ）..... (") ... 573
 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 573
 道路の供用開始（県道鳥井喜木津線外）..... (") ... 574

教育委員会公告

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）の実施..... (義務教育課) ... 574

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 575

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程..... (公営企業管理局総務課) ... 575

正 誤

令和6年7月26日付け第529号目次中..... (東予地方局農村整備課) ... 579

告 示

○愛媛県告示第809号

えひめ伝統工芸士等認定規程（昭和56年10月愛媛県告示第1254号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																											
<p>様式第3号（第5条関係）推薦調書</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年月日（歳）</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	ふりがな		生年月日	年月日（歳）	氏名				省略				<p>様式第3号（第5条関係）推薦調書</p> <p>省略</p> <table border="1"> <tr> <td>ふりがな</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年月日（歳）</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	ふりがな		生年月日	年月日（歳）	男・女	氏名					省略				
ふりがな		生年月日	年月日（歳）																									
氏名																												
省略																												
ふりがな		生年月日	年月日（歳）	男・女																								
氏名																												
省略																												

○愛媛県告示第810号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

のり等養殖業（のり養殖業）

加入区
津倉加入区

弓削加入区

○愛媛県告示第811号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第18333号	令和元年8月13日	(株)ロクマルエンジ	河上 大	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	令和6年7月2日	左官工事業、鉄筋工事業 板金工事業、ガラス工事業 防水工事業、熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止（一部）
(般-5)第18177号	令和5年10月9日	(株)八木建設	八木 晴子	東温市上林甲3546	令和6年7月5日	土木工事業 とび・土工工事業 解体工事業	建設業の廃止
(般-3)第18711号	令和3年9月15日	スターク(株)	森田 久美	伊予市下吾川1814-25	令和6年7月12日	建築工事業、大工工事業 左官工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止（一部）
(般-1)第7499号	令和元年8月16日	西岡建材(株)	西岡 秀郎	伊予市下吾川946-1	令和6年7月17日	内装仕上工事業	建設業の廃止（一部）
(般-4)第8482号	令和4年10月12日	(有)窪田富建設	窪田 秀樹	松山市恵原町甲652	令和6年7月22日	建築工事業	建設業の廃止
(般-1)第14404号	令和元年12月7日	(株)ジーネット技建	郷田 義史	松山市北土居2-12-30	令和6年7月22日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業、塗装工事業	建設業の廃止
(般-3)第10202号	令和3年7月17日	向井工業(株)	向井 慶子	伊予郡松前町大字北川原 1281-2	令和6年7月26日	建築工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	粟井浅海線	松山市浅海本谷乙220番2から 同市浅海本谷甲293番1まで	旧	メートル 5.9~20.8	キロメートル 0.344	
			新	5.9~30.1	0.344	

○愛媛県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西予市明浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年8月27日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

○愛媛県告示第814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下字寺崎2番6地先から 同字寺崎2番4地先まで	旧	メートル 3.7～5.2	キロメートル 0.015	
		宇和島市津島町須下字寺崎2番8から 同字寺崎2番7まで	新	8.5～40.4	0.015	

○愛媛県告示第815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下字寺崎2番8から 同字寺崎2番7まで	令和6年8月27日
"	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲37番3地先から 同市坂下津甲96番2地先まで	"

○愛媛県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町平濤580番2地先から 同町平濤744番2地先まで	旧	メートル 9.8～10.9	キロメートル 0.033	
		南宇和郡愛南町平濤580番2から 同町平濤744番2まで	新	13.0～28.4	0.033	

○愛媛県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町平濤580番2から 同町平濤744番2まで	令和6年8月27日

○愛媛県告示第818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町三机乙3526番2から 同町三机乙3538番2まで	旧	メートル 15.8~31.0	キロメートル 0.170	
		西宇和郡伊方町三机乙3526番2から 同町三机乙3538番2まで	新	15.8~48.6	0.170	

○愛媛県告示第819号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年8月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町三机乙3526番2から 同町三机乙3538番2まで	令和6年8月27日
〃	〃	西宇和郡伊方町大江芋尻346番7から 同字362番4まで	〃
〃	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野2649番2から 同町正野2616番まで	〃

教育委員会公告

○公 告

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）
の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）を次の要領で実施する。

令和6年8月27日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

1 選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	令和6年10月5日（土）	愛媛県庁 （松山市一番町四丁目 4番地2）
中学校教員（各教科）		
高等学校教員（各教科）	令和6年10月6日（日）	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）
特別支援学校教員		

- 注1 区分間の併願は認めない。
注2 場所等を変更することがある。

2 受験申込受付期間

令和6年8月27日（火）から9月12日（木）まで

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者

- (2) 昭和40年4月2日以降に出生した者
(3) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者
(4) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、他の都道府県の国公立学校（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。）又は私立学校（学校教育法第2条第2項に規定する私立学校をいう。）の教員として勤務している者（正規教員である者に限る。）で、2年以上の教職経験（正規教員である期間に限る。休職、育児休業等（部分休業及び育児短時間勤務は含まない。）の期間を除く。以下同じ。）を令和6年9月12日時点で有する者

イ 高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、本県の国公立学校で3年以上の教職経験を令和6年9月12日時点で有する者

- (5) (4)で有する教職経験と同一の試験区分を志願する者
(6) 令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の受験申込みを行っていない者

4 受験申込手続及び試験方法

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）及び令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項（以下「実施要項」という。）を参照すること。

5 志願要項、実施要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。
なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912-2942
高等学校教員志願者	〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912-2952

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年8月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,113,035
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,261

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 239,130

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	42,680	14,227
南 宇 和 郡	17,046	5,682
松山市・上浮穴郡	428,191	138,032
今 治 市・越智郡	131,834	43,945
宇和島市・北宇和郡	70,885	23,629
八幡浜市・西宇和郡	33,864	11,288
新 居 浜 市	95,807	31,936
西 条 市	87,679	29,227
大 洲 市・喜多郡	47,185	15,729
伊 予 市	30,150	10,050
四 国 中 央 市	69,934	23,312
西 予 市	29,903	9,968
東 温 市	27,877	9,293

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年8月27日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。
様式第30号(その4)を次のように改める。

領 収 済 通 知 書

発行年月日 請求番号
年 月 日 入院・外来

領収者
愛媛県立 病院
企業出納員様

診療科 受診者番号 氏名 様

保険種別 病棟一病室

区分	食事療養以外の項目			食 事 療 養 ②	
	負担割合	割		保険等負担額	請求額(患者負担額)
合計金額 ①+③+④+⑤	保険等負担額	請求額(患者負担額)	保険等負担額	請求額(患者負担額)	
保 險					
自 費					

請求額合計

左記の金額を領収しました。
領収日付印

請求期間

年 月 日から 年 月 日まで
(入院年月日 年 月 日)

上記の金額を領収しましたから通知します。

区分	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔
保 險													
自 費													
区分	放射線治療	歯冠修復及び欠損補綴	歯科矯正	病理診断	そ の 他	診断群分類(DPC)	小 計 ①	食事療養 ②	一部負担金 ③				
保 險													
自 費													
区分	室料差額	文 書 料	健康診断料	分娩介助料	衣服等貸与料	分娩衛生材料費	人間ドック等	そ の 他	小 計 ④	診察券再発行料	そ の 他	小 計 ⑤	
保 險													
自 費													

納入通知書原符

愛媛県立 病院長

発行年月日 年 月 日 請求番号 入院・外来 納入期限 年 月 日限り
 診療科 受診者番号 氏名 納入場所 株式会社 銀行

本店 (又は県立 病院 係)

様

保険種別	病棟一病室	食事療養以外の項目			食事療養	
		負担割合	割		②	
区分		合計金額 ①+③+④ +⑤	保険等負 担額	請求額(患 者負担額)	保険等負 担額	請求額(患 者負担額)
保 險						
自 費						

請求額合計

請求期間

年 月 日から 年 月 日まで
 (入院年月日 年 月 日)

上記のとおり納入してください。

区分	初・再診 料	入院料等	医学管理 等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬	注 射	リハビリ テーショ ン	精神科専 門療法	処 置	手 術	麻 酔
保 險													
自 費													

区分	放射線治 療	歯冠修復及 び欠損補綴	歯科矯正	病理診断	そ の 他	診断群分 類 (D P C)	小 計 ①	食事療養 ②	一部負担 金 ③
保 險									
自 費									

区分	室料差額	文 書 料	健康診断 料	分娩介助 料	衣服等貸 与料	分娩衛生 材料費	人間ドッ ク等	そ の 他	小 計 ④
保 險									
自 費									

診察券再 発行料	そ の 他	小 計 ⑤

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県公営企業会計規程様式第30号（その4）の規定は、この管理規程の施行の日以後愛媛県立新居浜病院長が発行する書類について適用し、同日の前日までに発行された書類並びにこの管理規程の施行の日以後愛媛県立中央病院長、愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行する書類については、なお従前の例による。

正 誤

○正 誤

令和6年7月26日付け第529号目次中

ページ	箇 所	誤	正
537	目次欄 上から7行目	土地改良区役員の就任 の届出	土地改良区役員の就退 任の届出